

請 願 ・ 陳 情 文 書

(請 願)

請願第 6 号

生活保護夏季・冬季給付金等の復活と増額を求める請願 (その 1) (不採択)

(要 旨)

1. 生活保護受給世帯に対する夏季・冬季給付金を早急に復活させてください。

(理 由)

青森市は、長年にわたって生活保護受給世帯に支給してきた夏季及び冬季の給付金及び中学 1 年女子夏服支給の措置を、平成18年度において一方的に廃止した。

これらの給付金等は、金額的には決して十分ではないものの、受給世帯にとっては「お盆の線香代」「正月の餅代」等としてなくてはならないものであり、また、支給対象が生活保護世帯であるという点で、それは憲法第25条が保障する生存権に基づく給付というべきものである。

憲法第25条第 1 項は、国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、同条第 2 項は、国民のすべての生活部面において、その向上や増進に努めることを国や行政の使命だとしている。そして、生存権が基本的人権だといわれるのは、その権利に基づくもろもろの制度や措置が、時々々の市長や行政の思惑とか予算事情などによって安直に廃止したり改悪することが許されないからである。今回の青森市の給付金等廃止の措置は、生存権を保障した憲法第25条に明らかに抵触する違憲不法なものである。

また、この給付金の措置は、今から38年前に、青森生活と健康を守る会 (以下「守る会」という) と青森市長の合意に基づいて創設されたものであるから、それを廃止する場合は、行政の道義として守る会の同意を得るべきであったにもかかわらず、同意どころか事前の説明すら全くなく、受給対象者や議会に周知させる措置もとらないで一方的に廃止を強行したものであり、この点でも極めて不当で遺憾なものと言わざるを得ません。

また、開始当時の給付金は当時の日給額であった。平成17年度の 1 人世帯給付金は3000円であるが、現在の最低賃金時給額から考えて、廃止ではなく増額されるべきものと考えます。

私たちは、青森市が生活保護世帯に対する夏季・冬季給付金と夏服支給の措置の復活と増額することを強く求め、請願するものである。

平成18年12月 1 日

請 願 者 青森市長島三丁目17 - 6
青森生活と健康を守る会
会 長 齋 藤 恵 子
紹介議員 藤 原 浩 平
紹介議員 大 沢 研
紹介議員 館 田 瑠美子

請願第 7 号

生活保護夏季・冬季給付金等の復活と増額を求める請願 (その 2) (不採択)

(要旨)

1.生活保護夏季・冬季給付金の支給額を増額してください。

(理由)

青森市は、長年にわたって生活保護受給世帯に支給してきた夏季及び冬季の給付金及び中学1年女子夏服支給の措置を、平成18年度において一方的に廃止した。

これらの給付金等は、金額的には決して十分ではないものの、受給世帯にとっては「お盆の線香代」「正月の餅代」等としてなくてはならないものであり、また、支給対象が生活保護世帯であるという点で、それは憲法第25条が保障する生存権に基づく給付というべきものである。

憲法第25条第1項は、国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、同条第2項は、国民のすべての生活部面において、その向上や増進に努めることを国や行政の使命だとしている。そして、生存権が基本的人権だといわれるのは、その権利に基づくもろもろの制度や措置が、時々々の市長や行政の思惑とか予算事情などによって安直に廃止したり改悪することが許されないからである。今回の青森市の給付金等廃止の措置は、生存権を保障した憲法第25条に明らかに抵触する違憲不法なものである。

また、この給付金の措置は、今から38年前に、青森生活と健康を守る会(以下「守る会」という)と青森市長の合意に基づいて創設されたものであるから、それを廃止する場合は、行政の道義として守る会の同意を得るべきであったにもかかわらず、同意どころか事前の説明すら全くなく、受給対象者や議会に周知させる措置もとらないで一方的に廃止を強行したものであり、この点でも極めて不当で遺憾なものと言わざるを得ません。

また、開始当時の給付金は当時の日給額であった。平成17年度の1人世帯給付金は3000円であるが、現在の最低賃金時給額から考えて、廃止ではなく増額されるべきものとする。

私たちは、青森市が生活保護世帯に対する夏季・冬季給付金と夏服支給の措置の復活と増額することを強く求め、請願するものである。

平成18年12月1日

請願者 青森市長島三丁目17-6
青森生活と健康を守る会
会長 齋藤 恵子
紹介議員 藤原 浩平
紹介議員 大沢 研
紹介議員 舘田 瑠美子

請願第8号

生活保護夏季・冬季給付金等の復活と増額を求める請願(その3)(不採択)

(要旨)

1.中学1年女子夏服支給の措置を復活してください。

(理由)

青森市は、長年にわたって生活保護受給世帯に支給してきた夏季及び冬季の給付金及び中学1年女子

夏服支給の措置を、平成18年度において一方的に廃止した。

これらの給付金等は、金額的には決して十分ではないものの、受給世帯にとっては「お盆の線香代」「正月の餅代」等としてなくてはならないものであり、また、支給対象が生活保護世帯であるという点で、それは憲法第25条が保障する生存権に基づく給付というべきものである。

憲法第25条第1項は、国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、同条第2項は、国民のすべての生活部面において、その向上や増進に努めることを国や行政の使命だとしている。そして、生存権が基本的人権だといわれるのは、その権利に基づくもろもろの制度や措置が、時々市長や行政の思惑とか予算事情などによって安直に廃止したり改悪することが許されないからである。今回の青森市の給付金等廃止の措置は、生存権を保障した憲法第25条に明らかに抵触する違憲不法なものである。

また、この給付金の措置は、今から38年前に、青森生活と健康を守る会（以下「守る会」という）と青森市長の合意に基づいて創設されたものであるから、それを廃止する場合は、行政の道義として守る会の同意を得るべきであったにもかかわらず、同意どころか事前の説明すら全くなく、受給対象者や議会に周知させる措置もとらないで一方的に廃止を強行したものであり、この点でも極めて不当で遺憾なものと言わざるを得ません。

また、開始当時の給付金は当時の日給額であった。平成17年度の1人世帯給付金は3000円であるが、現在の最低賃金時給額から考えて、廃止ではなく増額されるべきものとする。

私たちは、青森市が生活保護世帯に対する夏季・冬季給付金と夏服支給の措置の復活と増額することを強く求め、請願するものである。

平成18年12月1日

請 願 者 青森市長島三丁目17 - 6
青森生活と健康を守る会
会 長 齋 藤 恵 子
紹介議員 藤 原 浩 平
紹介議員 大 沢 研
紹介議員 館 田 瑠美子
